

令和7年10月15日第1回 陸災防フォークリフト荷役技能検定 2級学科試験問題

【解答上の注意】

- 1 問題数は50問です。
- 2 解答用紙に受検番号と氏名を記入してください。
- 3 解答はすべて別紙解答用紙に記入してください。
- 4 すべて正誤形式の設問です。各設問の記述内容が正しいときは、解答用紙の「正」を、誤りのときは解答用紙の「誤」を○で囲むこと。
- 5 制限時間は40分です。

本試験問題で略記する法令名等は、以下のとおりです。

安衛法：労働安全衛生法

労基法：労働基準法

安衛令：労働安全衛生法施行令

安衛則：労働安全衛生規則

フォーク規格：フォークリフト構造規格

荷役ガイドライン：陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号)

- 1 安衛法は、労基法と相まって、職場における労働者の安全と健康の確保を図ることを目的としているが、快適な職場環境の形成を促進することもその目的としている。
- 2 フォークリフトの運転者が運転位置から離れるときは、フォークを最低降下位置に下し、原動機を停止し、駐車ブレーキを確実にかけるなど、フォークリフトの逸走防止措置を講じなければならないが、短時間であればその必要はない。
- 3 安衛法では、一の貨物で、重量が1トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。
- 4 常時50人以上の労働者を使用する運送業の事業者は、安全衛生推進者を選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 5 事業者は、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務に従業員を就かせるときには、フォークリフト運転の特別の教育を行わなければならない。
- 6 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。
- 7 事業者は、フォークリフトを用いて貨物自動車の積卸し作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、それにより作業を行わなければならない。
- 8 事業者は、フォークリフトについては、1月を超えない期間ごとに1回、定期に、圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無など、所定の項目について特定自主検査を必ず行わなければならない。
- 9 フォークリフトを荷のつり上げ等主たる用途以外の用途に使用してはならないが、作業実施上不可欠な場合には、労働者の昇降に使用しても構わない。
- 10 安衛則では、フォークリフトのアタッチメントの装着又は取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者の直接指揮により行うこととされている。

- 1 1 フォークリフトから乗り降りするときは、必ずヘッドガード、操作レバー等を利用して乗り降りする。
- 1 2 フォークリフトに使用されるニューマチック形クッションタイヤは、外観はニューマチックタイヤと同じであるが、空気の入る部分が軟質ゴムで構成されたタイヤである。
- 1 3 リーチフォークリフトのブレーキは、ブレーキペダルを離すとブレーキが解除され、踏むとブレーキが効くようになっている。
- 1 4 フォークリフト作業を開始する前には作業開始前点検、作業が終わった際には作業終了後点検を、必ず実施しなければならない。
- 1 5 ディーゼルエンジンは、シリンダー内に吸入した空気を高圧に圧縮して高温になった中に燃料を高圧で噴射し、燃料が空気の圧縮熱により自然着火し燃焼した力を回転エネルギーに変える装置である。
- 1 6 蓄電池式フォークリフトの充電時は一酸化炭素が発生するので、換気のよい場所で充電しなければならない。
- 1 7 電気式フォークリフトには、バッテリーを充電するための充電器が必要である。充電器には、車体に搭載された車載式と、充電場所に設置する定置式（別置き式）とがある。
- 1 8 カウンターバランスフォークリフトは、一般に、前輪に作用する油圧式の足ブレーキと、後輪に作用する機械式ブレーキを装備している。
- 1 9 リーチフォークリフトには後車軸がなく、後輪の1輪は駆動とかじ取りを兼ねている。かじ取り角は、約60度で、カウンターバランスフォークリフトよりも大きい。
- 2 0 リーチフォークリフトのバッテリーはほとんど鉛蓄電池であり、電解液（希硫酸）の中に過酸化鉛（陽極）と海綿状の鉛（陰極）を浸漬すると、充電または放電の際の化学変化により陽極、陰極間に約2Vの電圧が発生する。リチウムイオン電池より高効率である。

- 2 1 コントロールバルブに設置されている安全弁は、ポンプの吐出圧が規定以上の圧力になると、高圧側の作動油が安全弁のばねの力に打ち勝って弁を押し上げ、タンクへ戻る低圧側にバイパスさせる働きをする。
- 2 2 オウターマストはインナーマストのレールの役目をしていて、リフトブラケットが上下するためのレールの役目もしている。
- 2 3 ボックスパレットは、主としてプッシュプル装置付きのフォークリフトで使用される。
- 2 4 ばら物を運搬するために、パレットの上部の3面または全面に鉄板、パイプ、金網等による囲いを設けたものをボックスパレットといい、ボックスパレットに車輪のついたものをロールボックスパレットという。
- 2 5 リフトシリンダー及びティルトシリンダーの構造は、一般にシリンダーと合成ゴムのパッキンを装着したピストンなどから構成されている。
- 2 6 パレチゼーションとは、パレットを利用して物品を荷役、運搬し、保管したりする作業方式をいい、能率の良い近代的方法として広く普及している。
- 2 7 パレットを構成する部材の名称でデッキボードとは、上面の板材を差すが、下面の板材もデッキボードという。
- 2 8 リフトチェーンは、静的強度の安全係数が5以上なければならないので、長時間の使用により摩耗して伸びたり、腐食により強度が下がることがなく、日常点検は不要である。
- 2 9 フォークリフトのアタッチメントの一つである回転フォークは、フォークが360度回転しバラ物の放出が容易にできるが、急回転させると最悪の場合転倒する危険性がある。
- 3 0 フォークリフトを使用して、フォークの先端をてこ代わりに使用したり、フォークの先端で直接重量物を押したり、ティルト機構を使用して物を引っ張ったりしてはいけない。

- 3 1 アタッチメントの一つであるロードスタビライザーは、ビン類などの複数の荷物を積んでパレット作業をするとき、上から押さえて荷崩れを防ぐものである。
- 3 2 パレットにフォークを差し込むときは、フォークを根もとまでいっぱいに差し込み、荷がフォークの垂直部前面またはバックレストに軽く接触する状態にする。
- 3 3 フォーク又はフォークにより支持されたパレット、スキッド、バランスウェイトなどに、短距離であれば人を乗せて走行してもよい。
- 3 4 フォークの材質には上質の炭素鋼、特殊鋼が用いられているが、片荷になったり、フォークの先端で荷物をこじるような操作をすると、変形して左右のフォークが不揃いになることがある。
- 3 5 フォークの上昇やマストの前後傾は、それぞれリフトシリンダー、ティルトシリンダーに高圧の作動油を送り込んだり、圧力だけ抜くことによってピストンを作動させて行われる。
- 3 6 摩擦力の大きさは、接触面の面積が大きいほど大きい。
- 3 7 物体に2つ以上の力が作用しているとき、その2つ以上の力を、それと全く同じ効果を持つ1つの力に置き換えられる力を合力というが、いくつかの力の合力を求めることを力の合成という。
- 3 8 荷重がフォークリフト本体から離れるほど、モーメントが大きくなるので、許容荷重は増加する。
- 3 9 フォークリフトのフォークに荷を積んだまま放置した場合、フォークにかかる荷重は、静荷重である。
- 4 0 物体が動き出してから、働く摩擦力を「運動の摩擦力」といい、その値は最大静止摩擦力より小さい。

- 4 1 高さが 3.0 メートルのはいのはい付け又ははい崩しの作業を人力で行おうとする場合は、はい作業主任者の選任が必要である。
- 4 2 最大積載荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転業務に従事する場合は、フォークリフト運転技能講習を修了していることが必要であり、その後、10 年ごとにフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を受けることが事業者に求められている。
- 4 3 安衛法（政令、省令を含む。）で、「はい」とは、倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団のことをいい、小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷が積み重ねられたものも含む。
- 4 4 平成 25 年に厚生労働省が公表した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」は、陸上貨物運送事業の荷役災害等の労働災害を防止するためのもので、陸上貨物運送事業以外の業種についても関係する。
- 4 5 荷役作業における墜落・転落による労働災害を防止するため、墜落・転落の危険のある場所においては、墜落時保護用の保護帽を着用することが望ましいが、墜落時保護用の保護帽がないときは、飛来・落下物用保護帽を着用しても差し支えない。
- 4 6 荷役ガイドラインによると、荷役作業における転倒による労働災害を防止するため、荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸を確認することが必要である。
- 4 7 荷役ガイドラインでは、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するために、安全管理者等から荷役災害防止の担当者を指名することとされているが、それを労働者に周知することまでは求められていない。
- 4 8 荷役ガイドラインでは、ロールボックスパレットの労働災害防止のために事業者が労働者に遵守させる事項が示されている。
- 4 9 荷役ガイドラインでは、フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、荷崩れ防止措置を行うことを遵守させることとしている。
- 5 0 荷役ガイドラインでは、荷役作業を行う労働者に対し、作業前に準備運動を行うこと、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業は行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこととしている。